

【論 説】

「シティズンシップ」概念の歴史的考察 —古代・中世・近代—

的射場 敬 一

目 次

- はじめに
- 1. 古代
 - 1. 1. ギリシア
 - 1. 2. ローマ
- 2. 中世
 - 2. 1. 中世都市
- 3. 近代
 - 3. 1. ピューリタン革命
 - 3. 2. 近代的シティズンシップ
- 結びに代えて

はじめに

シティズンシップ (citizenship) という概念は、市民 (citizen) の派生語であるが、その意味は多義的である。近代イギリスにおけるシティズンシップの歴史を辿ったT・H・マーシャルは、シティズンシップの内容が、個人の自由のために必要とされる市民的権利 (18世紀) から「団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙する者として、政治権力の行使に参加する権利」としての政治的権利 (19世紀) へ、そして、20世紀になると「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利」などの社会権へと拡大発展したと論じた¹⁾。この意味でのシティズンシップは、政治的共同体の構成員としての資格と権利をあらわす「市民権」と訳すことができよう。

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

ところで小関隆氏によれば、イギリスにおいてシティズンシップや市民という用語が時代のキー・ワードになったのは、1880年代頃のことである²⁾。1867年、1884年の選挙法改正によって、少なからぬ労働者が市民の地位を得たからであるが、「選挙権を与えられた労働者は本当にシティズンシップに値するのか、そもそもいかなる人間がシティズンたりうるのか³⁾」が、論争となった。市民とは「市民的美徳（civic virtue）」を身に付けた者というのは時代の共通理解であり、それゆえ選挙権という政治的権利を得た労働者にも、市民として十全に活用できるだけの能力や素養を身につけることが、要請されたのである。したがって、シティズンシップは、公教育と不可分の関係をもった。19世紀末から公教育をはじめとする教育機会が飛躍的に拡大し、教育に重大な社会的意味が付与されていった。「シティズンづくり」はその中心的なテーマの一つだったのである。したがって、シティズンシップには、政治的共同体の構成員としての権利という意味での「市民権」という訳語だけでなく、市民としての資質や振る舞い、市民意識など、「市民であること」をその内容とする「市民性⁴⁾」という訳語をあてることができるのである。

用語としてのシティズンシップではなく、概念としてのシティズンシップは、その起源を、古代ギリシアのポリスや古代ローマの共和政にもつ。市民は、図式的に言えば、臣民（subject）に対立する概念である。市民が政治の主体を意味していたのに対して、臣民は、支配者としての国王に服属する政治の客体を意味していた。国家がそもそも秩序を形成し維持するための装置だとすれば、まず何よりも治安や国防を担う暴力装置として軍隊の存在は不可避である。それゆえ、誰がその軍事力を担うのかというのは大きな問題である。少数の支配者が自前で暴力装置としての軍隊を調達し秩序を形成し維持するとすれば、その時、一般国民は、国王の支配の客体つまり国王に隷属する臣民とならざるをえない。

これに対して古代ギリシアのポリスやローマ共和政においては、武装自弁の農民戦士が、国王による暴力の独占を打破した。国家の暴力を自らが担う

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

ことで、彼らは法の下で自由で平等な、そして、自らで自らを支配する市民となったのである。市民共同体は、まさに戦士共同体として出現した。戦士であることが、市民の要件であった。武装自弁で軍事的義務を果たすことと国家の完全な構成員であることは不可分に結び付き、武装自弁できなかった無産階級や女性や奴隷、そして在留外国人をそのシティズンシップから排除したのである。シティズンシップのこのような出自は、その後の歴史に色濃く影をおとしている。

シティズンシップや市民という言葉が連想させるように、それは、都市(city)を基盤にしていた。武装自弁の戦士共同体は、その恒常性を担保するために「集住」(synoikismos)することによって「防衛団体」としての都市を形成した。ギリシアを例にとれば、「ポリス」(polis)は都市ではあったが、その中心をなしたのは分割地を所有する農民であり、商工業者とともに移り住んだ市民団の居住地という意味での都市であった。ポリスはまた国家であった。それはいかなる上部団体からも独立し政治団体としての自由を享受しているという意味での国家であった。それゆえポリスは、まさに都市国家であった。常設の官僚装置や常備軍を備えていたわけではなかったので、市民団がまさに国家そのものであった。市民団の中核をなした農民は、眼を生産のみに向けていたのではなく、武装自弁の戦士として国家の防衛を担い、裁判や財政、外交といった複雑な公共の仕事にも責任を持っていた。

公を担う市民を作り上げるのに与って力があつたのが、都市の政治空間である。都市城壁に囲まれた狭い密集した空間に住み、共同生活を営むことによって、共同生活のルールを身につけた。都市には、その中心にアゴラ（ギリシア）やフォルム（ローマ）という広場があつた。その広場は、何よりも人びとの取引の場であつたが、と同時に、市民が出会い、情報を交換し、討議する空間でもあつた。民会という場での議論や公職への参加だけでなく、アゴラのような広場での議論が、ポリスの市民を「政治的に」(political)したのである。シティズンシップが「市民権」を意味するだけでなく「市民性」をも意味するのは、かかる文脈からである。

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

アーレントは次のように述べている。

「政治的であるということは、ポリスで生活するということであり、ポリスで生活するということは、すべてが力と暴力によらず言葉と説得によって決定されるという意味であった。」⁵⁾

ギリシアポリスや古代ローマの市民は、武装自弁の市民軍を組織することで、自ら暴力装置を担い、そのことで「暴力によらず言葉と説得」による言論空間をつくりあげたと言ってよいだろう。

都市の住民が、そのままシティズンシップをもった市民となるのではないということは、論を俟たないであろう。都市は古来各地に存在する。しかし、シティズンシップをもつ市民の共同体としての都市は、ギリシアポリスを嚆矢とする。それは何よりも血縁や地縁という一次的結合から離れた、いわば抽象的な人間関係からなる結合であったからである。もちろんその抽象化が不十分であったがゆえに閉鎖的なシティズンシップになったアテナイ、シティズンシップが抽象的な権利となったがゆえにそれを「他者」に付与できるようになったローマ、そして、個々人の誓約によって市民になることができた中世都市と色合いは様々である。いずれにしても、シティズンシップの土台となる市民共同体としての都市は、団体を形成する契約と法によって成立したのであり、それは、人為的なものであった。

本稿での関心は、シティズンシップの内容そのものよりも、それに代表される「市民的なるもの」が、いかにして立ち上がってきたかにある。それゆえ、古典古代から近代のルソーに至るシティズンシップについての言説を、「規範的」というよりは「歴史的」に駆け足でみていきたいと思う。

1. 古代

1. 1. ギリシア

ギリシア世界は、ポリス（都市国家）文明に先行する古代王朝の文明を持っていた。ホメロスの英雄叙事詩の舞台ともなったミュケナイ文明である。そ

ここでは、政治・経済・軍事・宗教のすべての権力を一手に握った「神的王」が支配していた。それはオリент風の専制君主国家であり、農民は王に対する貢納の義務を負う隷属民であった⁶⁾。このミュケナイの王朝は東地中海世界を襲った紀元前「1200年のカタストロフ」⁷⁾で突然姿を消した。ドーリア人を始めとする諸種族の移動の波がギリシア世界を襲い、ミュケナイ文明の社会的遺制の多くを洗い流した⁸⁾とされている。

ミュケナイ文明とポリスの成立の間の、まさに記録がほとんどない時代、いわゆる「暗黒」時代に、新しい村共同体が形成された。そこでは、集団占拠された土地が、各家族に共同体の成員の持ち分として、つまり、分割地として配分された。分割地は、籤(くじ)引きで分けられた土地という意味で、「クレロス」(klēros)あるいは「クラロス」(klāros)と呼ばれた⁹⁾。それは小麦などの穀物が栽培される10エーカー(4ヘクタール)ほどの耕地であり、境界を示す石がおかれ、オリーブやぶどうなどの果樹園には垣根や溝がめぐらされていた¹⁰⁾。分割地という私有地を得た農民は、個別労働によって農業を行い経済的に自立していた¹¹⁾のである。ウェーバーによれば、この時代にあっては、「持分地をもつということと一般自由民であるということ」とは同じこと¹²⁾なのである。それゆえ、アリストテレスがポリスは「いくつかの村から生じ」¹³⁾たと述べたところの村共同体は、このような自由民の共同体であった。

ウェーバーによれば、ポリス成立前の村共同体にとっての一番の課題は、生産ではなく「安全」であった。安全を保証するような国家組織が存在していなかったからである。自らの安全を担保するために、人々は「フラトリア(兄弟団)」(phratry)¹⁴⁾という団体を形成していた。フラトリアは、血縁団体としての「氏族」(genos)と上部団体としての「部族」(phylai)の中間に位置する組織¹⁵⁾であり、一般自由民相互の安全を「血の復讐の義務を負うことによって保証しあうひとびと」¹⁶⁾からなる団体であった。それは、任意の、それゆえ人為的に形成された「戦士の兄弟団」(brotherhood of warriors)¹⁷⁾であった。フラトリアは、ポリス形成後にも存続し、部族の小区分として「行

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）
政的機能と祭祀的機能」とを持っていた¹⁸⁾。

ポリスは紀元前8世紀頃に各地で形成されたが、「集住」（シュノイクスモス）を促したものは、ウェーバーによれば、「慢性的な戦争状態」である。「慢性的戦争状態は、ギリシアの国際法によって、この時代いらい正常の状態」と見なされていたからである。「シュノイクスモス [集住] は何よりもまず、フューレーおよびその小区分に編成された軍隊の創出」なのであり、「戦士階級が都市国家（ポリス）の主人として組織されたことを意味¹⁹⁾したのである。

ポリスの形成は、「宗教的に兄弟の契りを結ぶこと²⁰⁾」によってなされた。ポリスは「兄弟盟約として構成された団体²¹⁾」なのであり、それゆえ、「市民たちの一市民としての資格にもとづく一団体的信仰²²⁾」によって市民は一体となっていたのである。貴族とともに城壁に囲まれた都市に集住した農民は、「ポリスの人びと」という意味で「ポリータイ」（politai）と呼ばれた²³⁾が、「ポリータイとしての権利」が「市民権²⁴⁾」であった。

アテナイのシティズンシップについて、アリストテレスは次のように簡潔に定義している。市民とは「審議と採決に関する公職に参加する資格のある者²⁵⁾」（『政治学』）である。市民は、軍事的義務を果たしただけでなく、裁判・財政・外交といった複雑な公共の仕事にも責任を持っていた。当然のようにそこからは無産階級や女性、奴隷、居留外国人は排除されていた。アリストテレスは、ドラコンの国制という、アテナイポリスの初期の時代についての記述のなかで、このような政治を担う権利すなわち「参政権は自費で武装し得る人々に与えられていた」（『アテナイ人の国制』、第4章（1）²⁶⁾）と述べている。

アテナイにおけるシティズンシップの拡大、いわゆる「民主化」の進展は、当然のことながら、市民軍の担い手の拡大の歴史であった。武装自弁ができなかった無産階級にもシティズンシップが付与されたのは、ペルシア戦争において船のこぎ手として彼らが兵役に参加した事による。

しかしながら、シティズンシップの拡大は、あくまでもアテナイ人に限ら

れていた。アテナイにおけるシティズンシップの閉鎖性の鍵を握るのが、前述のフラトリア（兄弟団）である。フラトリアという仲間団体は、ポリス形成後もポリスの重要な核として存続し続けた。アテナイの民主政の礎石を築いた、紀元前 508 年のクレイステネスの改革においても、「各人に氏族とかフラトリアに所属し、またそこで神官職に就くことを父祖伝来の制度に従って存続させることを認めた」²⁷⁾ (『アテナイ人の国制』(第 21 章 (6))) のである。フラトリアの成員は、同僚が殺人などの犠牲者になった場合には、その犠牲者の家族を訴訟などにおいて支援する義務を負っていた²⁸⁾。依然としてこのような地方的で濃厚な仲間団体的な色彩をもつ団体の一員であることが、シティズンシップの必要条件であった²⁹⁾。フラトリアの成員としての登録の儀式が執り行われたのは、パンアテネ祭と並ぶ重要な祭りであるアパトゥリア祭 (The festival of Apatouria) の最終日 (3 日目) であった。父親は息子をフラトリアの仲間へ披露し、フラトリアの成員は、投票によって受け入れの可否を決定したのである³⁰⁾。

もともと閉鎖的であったアテナイのシティズンシップを決定的に排他的かつ閉鎖的なものにしたのは、ペリクレスである。彼は、紀元前 451 年、民主政の全盛期にシティズンシップをアテナイ人だけを両親として生まれたものにするという「市民権法」(Pericles' citizenship law) を成立させた³¹⁾ のである。

1. 2. ローマ

ローマにおいては、市民をキヴィス (civis) といい、国家をキヴィタス (civitas) といった。国家は市民共同体であったがゆえに、シティズンシップのこともキヴィタスといい、ローマのシティズンシップをキヴィタス・ローマーナ (civitas Romana)³²⁾ といった。ローマ市民のほとんどは、共和政の末期に入ってまで独立自営農民であり、平均的な耕地面積はそれほど大きいものではなく、2, 3ヘクタールかせいぜい7, 8ヘクタールであった。彼ら自由農民が、武装自弁の兵士としてローマの軍団を担い、民会に出席したのである。

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

伝承によれば都市国家ローマは、紀元前 753 年、伝説の王ロムルスによって創始された。それは奇しくもギリシア世界において都市国家ポリスが創始されたのと時を同じくする。ローマは、2 ユゲラ（0.5ha.）の土地を付与された分割地所有農民が中心となった市民団により形成された。ローマは、3 つのトリブス（部族）からなり、それぞれのトリブスは 10 のクリアから構成されていた。クリアの構成員のほとんどは、自由農民であり、クリアの長老が集まって元老院を作った。かれらは、王を立て、その王に軍事権を委ねた。王を含む貴族などの有力者は、「神の恩恵にもとづく貴族」だと主張できるようなものではなかった³³⁾。その他の自由民とかけはなれた富者でもなく、また身分的に隔絶していた訳でもなかった。王権は弱く、元老院によって制約されていた。

ローマ形成期のこの段階では、ローマ市民は「氏族—家族のいずれかに生をうけて初めて当該クリアへの所属を認められた」のであり、「トリブス—クリア制による市民団の編成は、基本的には『血縁的』原理³⁴⁾」によっていた。それゆえ、かかる市民団の編成は、原則的には外に向けて閉鎖的であったと思われる。

このような古いローマの氏族制の枠組みを打破し、後の共和政ローマの礎となる地域的な市民団の編成を行ったのは、伝承によれば、第 6 代目の王セルウィウス・トゥリウスである。地域的な市民団の編成、トリブス（区）制をもたらしたものは、何よりも軍事的な要請であった³⁵⁾。近隣の山地諸民族（ウォルスキ人やサムニウム人など）のローマへの進出は、ローマに「集団的訓練を受けた歩兵戦闘の遂行」³⁶⁾を余儀なくさせた。騎士による個人戦から重装歩兵の集団戦への戦いの形式の移行を促したのである。ローマは自己保存のために、ギリシア伝来の重装歩兵による密集方阵の戦術を採用し³⁷⁾、「すべての市民の経済的武装能力を利用しつくすこと」³⁸⁾は不可避であったのだ。

そのためにセルウィウスは、旧来の氏族を基礎にしたトリブス（部族）・クリア制を廃して、地域を基礎にした新しい 4 つのトリブス（区）を設けた。

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

トリブス（区）を戸口調査の単位とし、市民は必ずトリブス（区）に属することによって市民資格を獲得することにした。戸口調査では土地所有面積と、奴隷や貴金属所有などによる評価が申告されたが、この時土地を申告できた者が、正式のトリブス員（tribules）となることができ、武装出陣義務・投票権・納税義務を含む完全市民（アッシドゥイ asidui）であり、これに対して土地をもたず武装自弁のできないものはプロレタリア（proletarii）とよばれていた^{39）}。トリブス員としての完全市民になることができたのは土地所有者のみであり、軍役の代わりに貨幣租税を支払う有産の非土地所有者、つまり、土地以外の財産をもつ者（商人、職人）などはアイラリイ（aerarii）とよばれ、武装義務と投票権を欠いた不完全市民であった^{40）}。

トリブス（区）に属する市民たちは、戸口財産調査によって、財産を基準にして動員しうるいくつかの等級に区別され、ケントゥリア（百人隊）として組織された^{41）}。市民は武器をもって市内にはいるのを禁じられていたので、ケントゥリアに組織された市民は、部隊ごとに武装してローマ市郊外のマルスの野に集まり、集会を行った。この集まりが後にケントゥリア会（兵員会）と呼ばれ、民会となるのである。そこは、全市民が執政官を選出したり、宣戦を布告する、投票の場となった^{42）}。各ケントゥリアが一票をもって投票をおこない、市民は、この民会（＝兵員会）によって政治的にも大きな影響力を持つようになった。

紀元前 509 年、パトリキ（貴族）たちは、最後の王を追放してローマを共和政にした。王政打倒を主導したパトリキ（貴族）は、自分たち以外の市民をプレブス（平民層）とし、かれらを政治から遠ざけ、政治権力を彼らだけで独占し、世襲貴族を形成しようとした。それゆえ共和政樹立直後から貴族と平民の対立が激化した^{43）}。

紀元前 494 年、パトリキ（貴族）の圧制に不満を抱くプレブス（平民層）が、新都市建設のためローマ近郊の聖山に立てこもった。元老院は妥協し、平民二人からなる護民官が設置され、かれらの「身体不可侵」権と、「コンスルに対抗して平民を擁護するための特権」（Liv.2.33.1）^{44）}、すなわち元老

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

院の決議やコンスル（執政官）をはじめとする公職者の決定に対して拒否権を行使すること⁴⁵⁾が許された。さらに平民は、貴族が慣習法の知識を独占し悪用するのに反発し、法の明文化と公開を求めて戦った。それが、紀元前450-449年の制定と伝えられる、最初のローマの法典、十二表法（Lex duodecim tabularum）である。この十二表法の制定によって、貴族（パトリキ）と平民（プレブス）の区別のない、法の前に平等な市民団が形成されたのである。貴族は、貴族と平民の間の通婚の禁止の規定を盛り込んだ⁴⁶⁾のだが、紀元前445年には、護民官の一人カヌレイウスの提案によってかれらの間の通婚権が認められた⁴⁷⁾。

ローマ身分闘争史上の画期をなすと言われるのが、紀元前367年のリキニウス＝セクスティウス法（Leges Licinia-Sextiae）である。護民官リキニウスと平民出身のコンスルであるセクスティウスが、コンスルのひとりを平民から選ぶこと、公有地占有をひとり500ユゲラ（約125ha）までに制限することなどを定めたのである⁴⁸⁾。貴族と平民の身分闘争は、紀元前287年の独裁官ホルテンシウスによるホルテンシウス法（Lex Hortensia）の制定によって終わりを告げた。この法律によって、平民会の議決は、元老院の承認を経ずとも直ちに法律となる⁴⁹⁾ことになり、貴族と平民の法制上の不平等は消滅した。この法律で、平民は投票権だけでなく、執政官になる被選挙権さえ得たのである。

かかる身分闘争で平民は貴族の譲歩を勝ち取り、私法的にも公法的にも平等な権利を勝ち取っていった。ローマは建国以来、近隣諸国との戦いに明け暮れていたが、それは共和政成立以降も変わらなかった。ゴールドワーシーによれば、「ローマの軍団の起源は市民軍」⁵⁰⁾なのであり、その戦いの担い手は、貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した独立自営農民もそうであった。武装自弁の農民戦士がシティズンシップを有する市民であった。平民は、「コミュニティを防衛するために戦うという義務をはたすことを通じて、都市における政治権力を獲得し、拡大させていった」⁵¹⁾のである。

拡大し続けるローマは多くの軍団を必要とした。軍団が市民軍である以上、

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

ローマの拡大は、当然のことながら市民の拡大を不可避とする。ローマは近隣のエトリア人の都市ウェイイとの戦争をおよそ1世紀に亘って続けるのであるが、リウイスは、そのウェイイ攻略の「一連の戦争でローマ人のもとに逃れていたウェイイ人とカナペ人とファレリイ人が市民団の一員として受け入れられ、土地がこれらの新市民に分与された」⁵²⁾ (Liv.6.4.4) と述べている。これが、ローマ人以外にシティズンシップを付与し、新市民を創設した最初である。その後ローマによって征服された「ラテン人コミュニティのなかにはまるごと市民団に吸収された」⁵³⁾ ところもあった。占領し併合した地域や植民都市の住民にローマのシティズンシップを付与し、軍事的必要もあってローマ市民の数を増やしていったのである。

ブライケンによれば、他の諸国民に与えることができるような市民権（シティズンシップ）という概念が生じるには、その内容が抽象化されていることが必要なのである。つまり、身分と切り離されている『市民権』という抽象的概念⁵⁴⁾ が成立している必要があったのである。このようなシティズンシップの抽象化に与って力があつたのが、すでに述べた個々人の政治的意識を鋭くさせた身分闘争であった。

紀元前338年に始まるラテン諸都市との全面戦争では、平定したラテン系諸都市には通婚権・通商権、そして民会での投票権をもつローマの完全市民権を、非ラテン系諸都市の市民には通婚権や通商権は有するが投票権は持たない不完全市民権を付与した。つまり、ローマ市民団への「政治的権利なき市民としての被征服民の編入」⁵⁵⁾ を行つたのである。これらの不完全市民権を付与された諸都市の不満が、紀元前91年から87年まで続く同盟市戦争になった。この戦争は、ポー川以南の全イタリアへのローマの完全市民権の付与によってようやく鎮静化したが、これ以降、イタリア人はすべてローマ市民となり、ここに旧来の都市国家としてのローマは形態上終わりを告げた。ローマは、征服した都市や植民都市の住民に、ローマ市民権（シティズンシップ）とそれぞれの都市の市民権（シティズンシップ）という二重の市民権を許容した⁵⁶⁾。さらにローマは、解放奴隷にも市民権を付与した。自由民となつ

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

た元奴隷には不完全市民権が与えられたが、解放奴隷の息子はローマの完全市民権を得ることができた⁵⁷⁾。

絶え間ない対外戦争は、軍団の中核をなした多くの中小土地農民の没落を招き、彼らが無産者に落とし込んだ。当然のことながらそれはローマの軍事力の低下を生じた。護民官になったグラックス兄弟（兄ティベリウスは紀元前133年、弟ガイウスは紀元前123年）は、この問題に対処しようとして没落した無産市民に土地を再配分し農民層を再建しようとしたが、いずれも反対派によって殺され、失敗した⁵⁸⁾。紀元前107年にコンスル（執政官）となったマリウスは、兵制改革を行い、プロレタリア（無産市民）をも徴兵の対象とし、それを志願兵として採用することにした。プロレタリアで構成される軍団は、従来の兵役義務を負う市民からの召集兵よりも重要性を増した⁵⁹⁾。マリウスの改革自体はなんら革命的行為ではなく、以前から例外として行われてきたことを通例として認めたにすぎなかったが、この改革がもたらした結果はきわめて重大であった。軍団はプロレタリアで構成されるようになり、軍団兵は職業軍人と化した。プロレタリアよりなる軍団は、将軍によって武装を整えられ養われたのであり、退役後の土地と戦利品の分配をあてにしていた。将軍と募兵の間には保護者と被護民の関係が生じた。ここにローマの軍隊は、ローマのために戦う市民軍から将軍「個人の庇護関係と支持勢力とで」作られた将軍の「私兵軍」⁶⁰⁾へと変質したのである。

共和政末期には、将軍たちの政争は、このような私兵を使った軍事的対決へと発展した。この時期は国内の内乱状態にもかかわらずローマの領域が著しく拡大したが、それは、将軍たちが国内の政争を闘うために軍隊と富と名声を求めて対外戦争を積極的に押し進めたためである⁶¹⁾。アウグストゥスが、将軍を頂点とする複数の主従関係のピラミッドを一つのピラミッドにまとめ、この内乱を終結させた際、すべての軍隊は、皇帝の所有物となったのである⁶²⁾。紀元212年ローマ皇帝アトニヌスは勅令によって帝国領内の全住民にシティズンシップを付与したが、それは、ローマ市民が、ある意味では、皇帝の「臣民」となったことを意味したのである。

2. 中世

2. 1. 中世都市

中世の市民は、「ブルジョアジー」(bourgeoisie)と呼ばれたが、それは彼らが「ブルグ」(bourg)すなわち「要塞」としての都市に住んでいたから⁶³⁾である。都市の住民は、古代ギリシアやローマとは違い、農業ではなくて商工業に携わっていた。

中世ヨーロッパ社会は、11世紀になると外民族の侵入によって余儀なくされていた孤立状態からようやく解放された。人口が増え、商工業も盛んになり、交易が活発になるにつれ、余剰生産物を売買する場所としての市場が必要になってきた。中世ヨーロッパは「本質的には『暴力』的社會」⁶⁴⁾であったので、商業活動にとって必要な諸条件は、何よりも「交通の便と安全」⁶⁵⁾であった。交易の場としての市場広場を作ることを目的として建設された中世都市であったが、それは、外敵から交易の場と都市住民を守るために城壁によって取り囲まれた要塞のような都市であることが必要であったのである。

中世都市の住民であるブルジョアジーは、最初からシティズンシップを有する市民であったわけではない。中世社会において、村共同体を軍事力でもって防衛し治安を維持していたのは、封建領主であり、かれらは、行政権や裁判権をもって農奴である農村住民を支配し、貢租・賦役を課していた。同様に都市は、司教やその依託を受けた人、あるいは王に任命された伯爵らによって建設され、かれらが都市領主として君臨し、都市に住む商人や職人を自分の意志に従わせていた⁶⁶⁾。つまり、中世都市には、そもそも当該共同体の成員資格としてのシティズンシップを有する市民はまだ存在していなかったのである。

都市の上層部を占めていた商人たちは、必要に迫られて「ギルド或いはハンザと呼ばれる団体」を形成していた。これらの団体は、自らの選挙で長を決め、自ら規律を決め、「彼らの分担金を財源とする寄金」によって団体が

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

必要とするものをまかなう、「独立した自治的な組織」⁶⁷⁾であった。この自治的な商人組織は、都市行政における領主権力の不備を補っていた。かれらは「法律的な資格を一切もつことなく、生成期の都市の設立と整備に自ら進んで全力を傾け」、「その収入の一部を防備施設の建造や道路の維持に充て」⁶⁸⁾ていたのである。

必要に迫られる形で都市「自治」を実践していた商人たちであったが、その存在は、その経済力に比し、法的にも身分的にもきわめて不安定なものであった。都市領主からの恣意的な課税や暴力は日常的なものであり、かれらの財産や安全は領主や騎士たちによって絶えず脅かされていたからである。それは、「フェーデ」(Fehde)という「戦争と全く異なる暴力行使」⁶⁹⁾による自力救済が中世社会において正当なものとして認められており、中世の自由人の基本権であったからでもあった。戦いにおいては、掠奪行為そのものも合法的かつ正当なものであった。したがって、商人たちが、都市における平和と安全をより実効性のあるものにするために、すでに実践していた「自治」を法的に承認されたものにしようと企てるのは、ごく当然の成り行きであった。

商工業に携わる都市住民にとって「平和」とかれらに安全をもたらすことは切実な問題であった。それは内外の敵に対する防御と抵抗と、さらに相互間の紛争の平和的な解決という二重の課題を負っていた。そのためには何よりもフェーデの禁止が必要であり、そのアイディアは、11世紀、東部フランスのクリュニー修道院から始まった教会改革運動の中で広まった「神の平和」(Pax Dei)・「神の休戦」(Treuga Dei)運動から得られた。それは、フェーデの行使を特定の期間・特定の対象にかぎり中止することを神の前に誓いあうことで、平和な領域・平和団体をつくりだすというものであった。

都市住民は、都市領主から自治権を得ようとして、都市を平和団体とみなし、互いにフェーデの中止を誓い合う、「都市住民全体の共同誓約（コンジュラチオ）conjuratio」⁷⁰⁾を行った。宣誓兄弟盟約によって市民団を形成し、それを「戦闘の組織、また公共の安全の手段」⁷¹⁾とすることで、内外の敵に対

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

する防御と抵抗・相互間の紛争の平和的な解決・都市住民の利害に即した司法の確保を行おうとしたのである。つまり、都市住民は「軍役と互助を基本とした誠実宣誓（Treueid）を行い、相互の誠実・援助・評議の義務を負うことを確認した」⁷²⁾のであるが、それは、かれらに「厳しい諸責務」と「平和を維持し尊重せしめる厳格な義務を課す」⁷³⁾ものであった。軍事的にはまったくのアマチュアの都市住民が都市領主と軍事的に対抗するためには、全住民の団結は不可欠であった。それゆえ、都市内に土地を所有することで有資格とされた都市住民は、宣誓への参加を強要され、宣誓しない者は、その都市を退去しなければならなかった⁷⁴⁾。このようにして「メンバー全体の中に、恒常的な連帯性」が確立され、「都市住民全体が一つのコミュニオンを構成」⁷⁵⁾したのである。

都市内部では一切の暴力が禁ぜられ、都市内部の平和をみだし、市民に危害を加えるものには、市民団が自力救済権を発動した⁷⁶⁾。市民はみずから武器をとって都市の安全と秩序を守ることになったが、それは、従来の都市の支配者たる領主の都市自衛権を奪うことでもあった。都市領主から市民団への自治権の付与が自発的に行なわれなかった都市では、市民は力づくで奪い取った。

このようにして成立した中世の自治都市は、慣習法を成文化し、独自の都市法を形成していった。領主の恣意による「平和」の侵害は、成文の規範がないことによって増幅されていたからである。市民たちは、もっぱらかれらのみが享受しうる共通の法に服し、身分的な「法仲間」をなしていた⁷⁷⁾。つまり、市民は、共通の法に服する法仲間として、法の下での平等と自由を享受しうる存在となったのである。

ウェーバーによれば、このような自由で平等な権利をもつ市民が生まれたのは、ヨーロッパ以外においてははない。それが可能であったのは、キリスト教が氏族や部族のきずなのすべてについて「その宗教的重要性を最終的に無価値にし・破壊」⁷⁸⁾してしまっていたからである。つまり、都市住民は「呪術的または宗教的な制約によってこの組織団体化を阻止されていなかった」⁷⁹⁾

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

ので、氏族や部族の拘束を離れて、個々人として市民宣誓を行ない、一つの都市市民団に結集することが可能だった。そして、市民として的人格上の法的地位は、都市という地域団体に個人的に所属しているということによって保障された⁸⁰⁾のである。

中世都市は「都市の空気は自由にする」という法諺が明らかにしているように、領主の隷属下にあった周辺の農民的世界とは別の空気が存在し、この解放的な空気を満喫することは、「都市内に永続的な住居を得た外来の非自由民にも認められ」た。つまり、農奴などの非自由人が都市に逃げ込み「1年と1日の期限内に自らの主人から要求されなければ、自由を獲得し」⁸¹⁾自由人身分になれたのである。

3. 近代

3. 1. ピューリタン革命

都市国家が存続していたイタリアの諸都市ヴェネチアやフィレンツェなどにおいては、共和政体の下で古典古代のギリシアやローマのように政治に参加する「古典的市民」(classical citizen)⁸²⁾が存在していた。しかしながら、近代におけるシティズンシップの歴史をたどったマーシャルが指摘するように「国民的な」(national)⁸³⁾シティズンシップをもった市民、すなわちウェーバーがいう「国家市民」⁸⁴⁾が登場するのには、17世紀イングランドのピューリタン革命をまたなければならなかった。国王との軍事的対立の中で議会によって召集され、議会軍の中核をなした「民兵軍」(militia)が、近代主権国家におけるシティズン登場の契機となるのである。ポーコックによれば、エリザベス朝以降のイングランドにおいても、「市民的な意識は欠如していた」⁸⁵⁾。「自由な『臣民』」⁸⁶⁾として国王に仕える存在にすぎなかった武装自弁の独立自営農民が、市民意識に目覚めたのは、まさにこの革命の過程においてであったからである。

民兵軍は、そもそもは国王によって組織された、武装自弁の独立自営農民

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

すなわち自由農民よりなる軍隊であった。自由農民の武装は、「自由人の武装権」⁸⁷⁾にもとづいていた。というのは、中世社会において自由人は自力救済権を有しており、武装は権利であると同時に義務でもあったからである。この武装義務を「君主に対する応召義務に転化」させたのが、イギリスの諸王である。彼らは、自由農民に「自分の武器をもち自分で武装する義務を課し」⁸⁸⁾、国王のために戦う軍隊として民兵軍を組織したのである。この民兵軍は、フランスとの百年戦争において騎士と並んで「極めて大きな役割を演じ」⁸⁹⁾た、という。

1642年、王との軍事的対立が不可避になったとき、議会は「民兵条例」を採択し、民兵軍の指揮権を王から奪いとった。クロムウェルは、この民兵軍をニュー・モデル軍として再編することで国王軍を破ったのである。

内乱が終結したとき、軍の勢力の増大を恐れていた議会は、経費増大を口実に軍を解体し、国王との妥協によって事態の收拾を図ろうとした。内乱の原因が国王の圧政にあるのに、改革案を何一つ実行しないままに事態の収束を図ろうとする議会の命令は、当然のことながら軍によって拒否された。逆に軍は、議会に国政の改革と兵士の待遇改善を要求した。かかる状況の中、ニュー・モデル軍の一般兵士層にリルバーン（John Lilburn, 1614-1657）らを指導者としてロンドンの中小企業主や職人徒弟層といった民衆を支持基盤に活動してきたレヴェラーズという党派が浸透してきていた。対立は、議会と軍の間だけでなく、軍幹部と一般兵士との間にも発生していたのである。

1647年10月、軍内部の対立を解消するためにパトニーで開かれた将校と兵士の合議のための軍総評議会が、有名な「パトニー討論」である。その冒頭に提出されたのが、イングランド史上初めての憲法草案と言われる「人民協約」(The Agreement of the People)である。そこで、「われわれがかつて受けた圧制と今なお終わっていない困難とは、国民が合議のため頻繁に集会しなかったため」⁹⁰⁾と宣言し、議会を、これまでのように身分や特権を代表するものではなく、人民を代表する国権の最高機関にしようと提案した。さらに年収40シリング以上の自由土地保有者に限定されていた選挙権を、成

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

人男子にまで広げる「普通選挙権」を要求したのである。つまり、それは、とりもなおさず成人男子全体へのシティズンシップの要求であった。

パトニーでの激論は、まさにこの選挙権を巡って交わされた。軍幹部でクロムウェルの女婿であったアイアトンの立場は、選挙権は「この王国の地域に根ざした利害関係を包含する人々」⁹¹⁾に与えられるべきであり、つまり、これまで通り年収40シリング以上の自由土地保有者に限定されるべきだというものであった。これに対して、一般兵士を代表するペティは「自らの生得権を失わなかったすべての住民が選挙において平等の投票権をもつべきなのだ」⁹²⁾と主張した。レインバラ大佐は、「ある政体の下に生きねばならない人は誰であれ、まず自分自身の同意によってわが身をその政体に置くべき」であるとし、「イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、わが身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしない」⁹³⁾と述べた。これらは、社会契約による国家の構成と選挙権の不可避性について言及しているのである。レヴェラーズとその影響下にあった一般兵士の主張は、イングランドの自由民が王の臣民たる地位から抜け出し、政治の主体としての市民になろうとする企てであった、とっていいだろう。

古代ギリシアやローマにおいて武装自弁で兵役についた農民戦士がシティズンシップを要求し勝ち取っていったように、ピューリタン革命においても、武装自弁で戦った議会軍の兵士たちは、自らの権利を確保するために、国王の「臣民」から「市民」になるべく参政権を要求していったのである。かかる文脈のなかに1656年に出版された『オセアナ共和国』(*The Commonwealth of Oceana*)の著者ハリントンの議論もある。土地保有の形態と軍隊の関係に着目し国家形態論を構築したハリントンは、王政の土台は封建的大土地所有制にもとづく騎士軍隊であること、これに対して共和政の土台は自由土地保有にもとづく武装自弁の農民戦士(民兵軍)にあるということをはっきりとした。したがって、ハリントンによれば、イングランドにおいて封建的大土地所有制が崩壊し自由土地所有農民が出現したということは、それはとりもなおさず王政の土台が崩壊したことに他ならなかつ

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代— (的射場)

た。内乱の灰燼のなかから復活してくるべきは、「勝利した軍隊によって樹立される民衆政」⁹⁴⁾なのである。自由土地所有農民が戦士として登場してきたことは、民衆が政治的主体として登場してきたこと、つまり、シティズンシップをもつ市民として登場してきたことに他ならなかったのである。だが、武装自弁の農民戦士として政治に参加するという古典的な市民、すなわちポーコックのいう「武装した能動的市民」⁹⁵⁾という共和主義的な市民概念は、ピューリタン革命の挫折とともに潰えた。

3. 2. 近代的シティズンシップ

これに対して、近代的なシティズンシップ、すなわち「すべての個人は生まれながらに自由かつ平等であるという主張に基礎づけられた」⁹⁶⁾リベラルな市民概念の創出に与って力があつたのは、ホッブズでありロックである。クロムウェルの共和国政府に忠誠を誓って亡命先のフランスから帰国したホッブズは、1651年『リヴァイアサン』(*Leviathan*)を出版する。

ホッブズによれば、自然は「心身の諸能力において」、人間を「平等に作った」⁹⁷⁾のであり、生まれながらに自然権を有している。自然権とは、「各人が、かれ自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれの欲するままに自己の力を用いるという、各人のもつ自由」⁹⁸⁾のことである。かかる自然権と心身の諸能力における平等性こそが、自然状態を「各人の各人に対する闘争」⁹⁹⁾という戦争状態にした。自然状態を戦争状態として描くホッブズが、民衆の自律や公德心に信頼をおいていなかったことは明らかである。それゆえホッブズは、民衆を、秩序(平和と安全)をもたらす絶対的な主権者の「臣民」の位置にとめおいたのである。

自由主義の哲学は、「幻想からの解放によって生まれた醒めた哲学」¹⁰⁰⁾であり、それは「革命後の反動として登場し」た¹⁰¹⁾とウォーリンは述べているが、ロックの場合もまさにそうであった。革命に遅れてやってきた世代のひとりであるロック¹⁰²⁾にとって、革命による騒乱と宗教的熱狂は疎ましいものであったにちがいない。政治的平等を求めて「聖徒の支配」を打ちたて

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

ようとする試みなどは、まさに狂気の沙汰であった¹⁰³⁾。それゆえ、急進主義に対する幻滅は、政治参加ではなく、恣意的な権力からの人々の自由と安全をこそ求めさせたのである。

ロックによれば、自然状態において人間は「自由であり、また自分自身の身体と所有物との絶対的な主人であって、どんなに偉大な人とも平等で誰にも従属していな」かった。そうであるのに人びとが自然状態を離れ政治社会を形成し統治に服したのは、自然状態では、「プロパティの享受はきわめて不安定であり不確実であるからである」。つまり、「プロパティという一般名辞で呼ぶ生命、自由、資産の相互的な保全のために」¹⁰⁴⁾、人びとは契約によって政治社会を構成したのである。それゆえ市民とは、プロパティをもって政治社会の一員となった人びとのことである。

近代のシティズンシップ（市民権）について歴史的に辿ったマーシャルは、市民的、政治的、社会的という三つの要素に分け、と同時に、それは、歴史的段階に対応すると述べている。この段階のシティズンシップは、「個人の自由のために必要とされる諸権利」つまり、「人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利」¹⁰⁵⁾という市民的要素をその内容とする、という。ロックにとっても「法が終わるところ、専制が始まる」¹⁰⁶⁾と述べているように、法の支配によって恣意的な権力から個人の財産や様々な自由が保障されていることが、重要であったのである。もちろん二度に亘る革命は、中産階級の「市民意識」を高め、16世紀までは自由民は依然として国王の「ウンターテューネン臣民」であったのに対して、17世紀末には、ウェーバーによれば、「政治団体の自由な『ゲノッセン仲間』、すなわち『国家市民』」¹⁰⁷⁾となっていたのである。

ロックは、自然において人間は自由で平等であったと述べているが、しかし、現実の政治社会においてその全ての構成員を市民とした訳ではなかった。ロックは、「勤勉で理性的な人間」と「喧嘩好きで争いを好む人間」¹⁰⁸⁾とを対比し、後者は、「自然の通常の成り行きから外れて生じる欠陥のために、法を知り、その規範のなかで生きることができるような理性の程度に達しな

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

い場合、彼は、決して自由人になることはできない¹⁰⁹⁾ というのである。マクファーソンによれば、当時の通念では、「労働はしたが、それも蓄積のためではなくて、ただ生きるためであったような人びと¹¹⁰⁾、つまり、貧民は、理性を欠いていると考えられていたので、「市民社会の中にあつたが、市民社会の構成員^{メンバー}ではなかつた¹¹¹⁾」のである。ロックも、この通念を共有していた。それゆえ、法によって生命・自由・財産が保障されるような市民とは、「勤勉で理性的」で財産を所有した人びとのことであり、彼らのみが当該の政治社会の構成員、つまり、シティズンシップを持つとしたのである。

シティズンシップの要件に理性を求める議論は、18世紀フランスの啓蒙思想家においても共有されていた。彼らは理性に対して絶対的信頼を抱き、財産を有し賢い人間だけが理性に与る存在として道徳に達することができるとしていたのである。したがって、財産もなく無知蒙昧なる民衆は理性を有する少数者に導かれることによってはじめて真の自由を獲得できるという愚民観をいだいていた。それゆえ民衆がシティズンシップから排除されているのは当然のことであった。

このような愚民観を一掃したのが、ジャン・ジャック・ルソーである。ルソーによれば、理性は人間を道徳的にするというよりも、かえって墮落させる。「悩んでいる人を見て、『お前は滅びなければ滅びてしまえ、私は安全だ』とひそかに言うのは、哲学のおかげなのだ。』¹¹²⁾ 反対に苦しんでいる同胞にたいして最も生き生きとした真摯な同情を示すのは、教育のない人びと、推論能力としての理性の未発達な人びとである。他人が苦しんでいるのを見て、「何の反省もなしにその助けに赴かせるのは」、純粹に自然的な感情としての「憐憫」(pitié)¹¹³⁾ である。憐憫とは、他人の痛みを自分の痛みとして感情移入して感じるという人間の相互性の能力であり、ルソーが「自然の美德」と呼ぶ感情である。この感情は、親切心や寛大さや慈悲や人間愛といった最も重要なあらゆる社会的美徳の源泉である。道徳の源泉を、理性ではなく民衆の善なる本性に求めたのである。ここに、民衆が、政治の主体として自立する契機を初めて与えられたのである。

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

もちろんルソーは、そのままの民衆を政治的主体として認めた訳ではなかった。民衆は、政治に参加することによってまさに市民になるのである。自分自身が参加して法を制定し、その法に自ら服従してゆくことで、政治的・市民的自由だけでなく、道徳的自由をも獲得するとした。民衆は、まさに政治参加を通して自由に目覚めると同時に、私的な利益とは異なる公共の利益の存在に目覚め、他者との協同の重要性を知り、シティズンシップをもった市民になっていくのである。ルソーにとって政治参加は、政治の機能の問題であるだけでなく、シティズンシップ教育の側面を持っていたのである。

結びに代えて

啓蒙主義者の愚民観を克服したルソーであるが、しかしながら依然として武装自弁の市民戦士という伝統に縛られていた。その結果、女性は私的領域で活動する存在であるとしてシティズンシップから排除していた¹¹⁴⁾。1789年に勃発したフランス革命は、身分と特権の複合体である封建制度に代えて、どの人にも「平等な政治的権利を与え、また平等な政治的義務を課す一様なシティズンシップを確立」¹¹⁵⁾しようとした。同年に発せられた人権宣言（「人および市民の権利宣言」）の第一条は、まず「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」¹¹⁶⁾と述べ、これまで長い歴史を経て獲得されてきた自然的平等と政治的平等について明確に規定している。しかしながら、オランプ・ドゥ・グージェが、1791年に「女性 femme および女性市民 citoyenne の権利宣言」を発表して嘸みついたように、人権宣言の「人」(home) は、文字通り「男性」(home) であり、女性はシティズンシップから依然として排除されていた¹¹⁷⁾のである。

イギリスにおいて、シティズンシップや市民への関心が高まり、頻繁に問題にされるようになったのは、1880年代頃のことであり、これ以降、第二次大戦期の時期にかけて、論及され続ける。すでに述べたように、1867年、1884年の選挙法改正によって、少なからぬ労働者がシティズンの地位を得

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）
ることになったことが原因であろう。イギリスにおいて女性に参政権が認められた、つまり、シティズンシップを女性が得たのは第一次大戦が終了した1918年のことである。その年、21歳以上の男性には全員、参政権が認められた。1914年に始まる第一次大戦が総力戦として戦われ、国民が総動員された。男たちは戦場に動員され、家庭という私的領域に押し込められていたがゆえにシティズンシップから排除されていた女性も、「公的領域に大々的に動員された」¹¹⁸⁾のである。まさに「銃後」における女性の活躍こそが、彼女たちに参政権を付与する圧力となった。1928年、ようやくのことで、イギリスにおいてすべての女性に参政権が認められた¹¹⁹⁾。

注

- 1) T.H. Marshall, "Citizenship and Social Class" in T.H. Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class* (Pluto Press, 1992), p.8. T・H・マーシャル「シティズンシップと社会的階級」T・H・マーシャル／トム・ボットナム『シティズンシップと社会的階級 近現代を総括するマニフェスト』（岩崎信彦，中村健吾訳，法律文化社，1993年），15—16頁。
- 2) 小関隆「『アソシエーションの文化』と『シティズンシップ』—世紀転換期イギリス社会をどう捉えるか」小関隆編『世紀転換期イギリスの人びと アソシエーションとシティズンシップ』（人文書院，2000年），19頁。
- 3) 前掲書，20頁参照。
- 4) 寺島俊穂「市民活動とシティズンシップ」『法学論集』（関西大学，第58巻第6号，2009年3月），1（1015）—2（1016）頁参照。
- 5) Hannah Arendt, *The Human Condition* (The University of Chicago Press, 1958, paperback edition 1989), pp.26-7.『人間の条件』（志水速雄訳，筑摩書房，1994年），47頁。
- 6) 太田秀通『生活の世界歴史3 ポリスの市民生活』（河出書房新社，1975年），24頁参照。
- 7) 周藤芳幸「ギリシア世界の形成」桜井万里子編著『ギリシア史』（山川出版社，2005年），42頁。
- 8) 太田秀通『ミュケナイ社会崩壊期の研究』（岩波書店，1968年），226頁参照。
- 9) 前掲書，341頁参照。
- 10) Cf., Victor Davis Hansen, *Wars of the Ancient Greeks* (Washington: Smithsonian

「シテイズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

- Books, 1999), p.44. 『図説 古代ギリシアの戦い』（遠藤利国訳, 東洋書林, 2003年), 56頁。
- 11) 太田秀通, 前掲書, 同頁参照。
 - 12) マックス・ウェーバー 『古代社会経済史』（上原専祿・増田四郎監修, 渡辺金一・弓削達訳, 東洋経済新報社, 1963年), 180頁。
 - 13) Aristotle (edited and translated by Ernest Barker), *The Politics of Aristotle* (Oxford, 1946, reprint 1977), p.3. 『政治学』（山本光雄訳, 岩波文庫, 1961年), 34頁。
 - 14) ウェーバー, 前掲書, 180頁。
 - 15) 太田秀通 『生活の世界歴史3 ポリスの市民生活』, 59頁。
 - 16) ウェーバー, 前掲書, 180頁。
 - 17) Cf., Sarah B. Pomeroy, Stanley M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *Ancient Greece: A Political, Social, and Cultural History* (New York: Oxford University Press, 1999), p.162.
 - 18) ウェーバー, 前掲書, 180頁。
 - 19) 前掲書, 200頁。
 - 20) マックス・ウェーバー 『一般社会経済史要論下巻』（黒正巖・青山秀夫訳, 岩波書店, 1955年), 183頁。
 - 21) マックス・ウェーバー 『都市の類型学』（世良晃志郎訳, 創文社, 1964年), 81頁。
 - 22) 前掲書, 82頁。
 - 23) Cf., Sarah B. Pomeroy, Stanley M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *op.cit.*, p.84.
 - 24) 太田秀通 『生活の世界歴史3 ポリスの市民生活』, 25頁。
 - 25) *The Politics.*, *op.cit.*, p.95. 前掲書, 116頁。
 - 26) アリストテレス 『アテナイ人の国制』（村川堅太郎訳, 岩波文庫, 1980年), 20頁。
 - 27) 前掲書, 46頁。
 - 28) Cf., Sarah B. Pomeroy, Stanley M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *op. cit.*, p.162.
 - 29) Cf., Peter Liddel, *Civic Obligation and Individual Liberty in Ancient Athens* (Oxford University Press, 2007), p.73.
 - 30) Cf., J.P. Gould, “The metaphysical environment”, in *The World of Athens: An Introduction to classical Athens culture* (Open University Set Book, Cambridge University Press), 1984, pp. 122-123. ジョン・D・マイケルソン 『古典期アテナイ民衆の宗教』（箕浦恵了訳, 法政大学出版局, 2004年), 108 - 109頁参照。
 - 31) Cf., P.A. Cartledge, “Athenian Society”, in *The World of Athens: An introduction to classical Athens culture*, *op.cit.*, p.154.

「シテイズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

- 32) J・ブライケン『ローマの共和政』（村上淳一・石井紫郎訳、山川出版社、1984年）、14頁参照。
- 33) モムゼン『ローマの歴史 I』（長谷川博隆訳、名古屋大学出版会、2005年）、57頁参照。
- 34) 砂田徹『共和政ローマとトリブス制—拡大する市民団の編成—』（北海道大学出版会、2006年）、23頁。
- 35) 前掲書、27頁参照。
- 36) ウェーバー『古代社会経済史』、386頁。
- 37) Adrian Goldsworthy, *Roman Warfare*(Cassell, 2000, 2002(paperback edition)) , P.33.『図説 古代ローマの戦い』（遠藤利国訳、東洋書林、2003年）、20頁参照。
- 38) ウェーバー、前掲書、386頁。
- 39) 前掲書、389頁参照。
- 40) 前掲書、390頁参照。
- 41) アンドレ・クレリシ アントワヌ・オリヴェジ『ローマ共和政』（高田邦彦・石川勝二訳、白水社、1969年）、21頁参照
- 42) Cf., Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, p.35. 邦訳、22-23頁参照。
- 43) 長谷川岳男「ローマ小史」長谷川岳男・樋脇博敏『古代ローマを知る事典』（東京堂出版、2004年）、96頁参照。
- 44) リウィウス『ローマ建国以来の歴史1 伝承から歴史へ（1）』（岩谷智訳、京都大学出版会、2008年）、188頁。
- 45) 前掲書、訳注、189頁参照。
- 46) ブライケン、前掲書、190頁参照。
- 47) 吉野悟『ローマ法とその社会』（近藤出版社、1976年）、26頁参照。
- 48) 前掲書、136頁参照。
- 49) 前掲書、26頁参照。
- 50) Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, pp.27. 邦訳、12頁。
- 51) *Ibid.*, P.34. 前掲書、21頁。
- 52) リウィウス『ローマ建国以来の歴史3 イタリア半島の征服（1）』（毛利晶訳、京都大学出版会、2008年）、12頁。
- 53) Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, p.40. 前掲書、30頁。
- 54) ブライケン、前掲書、15頁。
- 55) 前掲書、211-212頁参照。
- 56) 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」『岩波講座 世界歴史2』（岩波書店、1969年）、138頁参照。
- 57) 吉野悟、前掲書、33-34頁参照。
- 58) Cf., John Serrati, "Warfare and the State" in *The Cambridge History of Greek*

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代— (的射場)

and Roman Warfare Volume 1: Greece, the Hellenistic World and the Rise of Rome, ed. by Philip Savin, Hanx Van Wees and Michael Whitby, (Cambridge University Press, 2007), p.496.

- 59) 長谷川岳男「ローマ小史」『古代ローマを知る事典』, 104 頁。
- 60) E. マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳, 岩波書店, 1978 年), 278 頁。
- 61) Cf., Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, pp.106-109. 邦訳, 116-120 頁。
- 62) 本村凌二「ローマ帝国とは何か」『地中海世界』(弓削達編, 有斐閣, 1979 年), 138-139 頁参照。
- 63) 新睦人『ヨーロッパ都市の原像』(木鐸社, 1975 年), 121 頁参照。アンリ・ピレンヌ『中世都市—社会経済史的試論—』(佐々木克己訳, 創文社, 1970 年), 127-8 頁参照。
- 64) 山内進『掠奪の法観念史—中・近世ヨーロッパの人・戦争・法—』(東京大学出版会, 1993 年), i 頁。
- 65) ピレンヌ, 前掲書, 117 頁。
- 66) 新睦人, 前掲書, 104 頁。
- 67) ピレンヌ, 前掲書, 158 頁。
- 68) 前掲書, 159 頁。
- 69) 京都大学文学部西洋史研究室編『改訂増補 西洋史辞典』(東京創元社, 1964 年), 556 頁。
- 70) ピレンヌ, 前掲書, 171 頁。
- 71) 前掲書, 151 頁参照。
- 72) 新睦人, 前掲書, 138 頁。
- 73) ピレンヌ, 前掲書, 171 頁。
- 74) ウェーバー『都市の類型学』, 119-120 頁参照。
- 75) ピレンヌ, 前掲書, 171 頁。
- 76) ハインリッヒ・ブレティヒャ『中世への旅 都市と庶民』(関楠生訳, 白水社, 1982 年), 18 - 19 頁参照。
- 77) ウェーバー, 前掲書, 77 頁。
- 78) 前掲書, 91 頁
- 79) 前掲書, 107 頁。
- 80) 前掲書, 96 頁参照。
- 81) N・オットカール『中世の都市コムーネ』(清水廣一郎・佐藤真典訳, 創文社, 1972 年), 19 頁。
- 82) J.G.A.Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton University Press, 1975), p.336. J・

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代— (的射場)

- G・A・ポーコック『マキャヴェリアン・モーメント フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』(田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳, 名古屋大学出版会, 2008年), 283頁。
- 83) T.H. Marshall, op.cit., p.8. 邦訳, 15—16頁。
- 84) マックス・ウェーバー『支配の社会学 I』(世良晃志郎訳, 創文社, 1960年), 271頁
- 85) J.G.A.Pocock, op.cit., p.348. 邦訳, 295頁。
- 86) ウェーバー, 前掲書, 164頁。
- 87) 前掲書, 176頁。
- 88) 前掲書, 175頁。
- 89) 前掲書, 176頁。
- 90) “The Agreement of the People”, in *The Puritan Revolution: A Documentary History*, ed. by Stuart E. Prall (Peter Smith, 1973), pp.226.「第一次人民協約」(渋谷浩編訳『自由民への訴え—ピューリタン革命文書選—』(早稲田大学出版会, 1978年), 188頁。
- 91) A.S.P.Woodhouse (ed.by), *Puritanism and Liberty: Being the Army Debates(1647-9) from the CLARKE MANUSCRIPTS with Supplementary Documents*(The University of Chicago Press, 1972(2nd edition)), p.53.『デモクラシーにおける討論の生誕—ピューリタン革命におけるパトニー討論』(大澤麦・澁谷浩訳, 聖学院大学出版会, 1999年), 178頁。
- 92) Ibid., p.53. 前掲書, 176頁。
- 93) Ibid. 前掲書, 同頁。
- 94) James Harrington, ed. by J.G.A.Pocock, *The Commonwealth of Oceana and System of Politics*(Cambridge University Press, 1992), p.56
- 95) J・G・A・ポーコック「『マキャヴェリアン・モーメント』をめぐる30年間の論争」『マキャヴェリアン・モーメント フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』, 518頁。
- 96) シャンタル・ムフ『政治的なるものの再興』((千葉眞・土井美穂・田中智彦・山田竜作訳, 日本経済評論社, 1998年), 125頁。
- 97) Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. by Richard Tuck (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp.86-87. ホッブズ『リヴァイアサン』((水田洋訳, 岩波書店, 1954年, 1992改訳), 207頁。
- 98) Ibid., p.91. 前掲書, 216頁。
- 99) Ibid., p.88. 前掲書, 210頁参照。
- 100) Sheldon S.Wolin, *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*(expanded edition, Princeton University Press, 2004), p.263.

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代— (的射場)

- シェルドン・ウォーリン (尾形典男・福田歆一・半澤孝磨訳) 『西欧政治思想史Ⅳ』 (福村出版, 1975年), 28頁。
- 101) Ibid., p.264. 邦訳, 30頁。
- 102) 1642年, ロックが10歳の年にピューリタン革命が勃発し, 国王が処刑され共和政が成立した時は17歳である。革命に主体的に参加できる年齢ではなく, 明らかに内乱と革命に否応なく巻き込まれた世代である。
- 103) 加藤節『ジョン・ロックの思想世界—神と人間との間』 (東京大学出版会, 1987年), 25-7頁参照。
- 104) John Locke, *Two Treatises of Government*, ed.with an introduction and notes by Peter Laslett(Cambridge University Press,1960, student edition(1988)), p.350.『統治二論』 (加藤節訳, 岩波書店, 2007年), 289頁。
- 105) T.H. Marshall, op.cit.,p.8. 邦訳, 15頁。
- 106) John Locke, op.cit., p.400. 邦訳, 355頁。
- 107) ウェーバー『支配の社会学Ⅰ』, 271頁。
- 108) John Locke, *op.cit.*, p.291. 邦訳, 216頁。加藤節は, 訳注(229頁)で次のように述べている。「この道徳的対比は, 自然としての人間の権利上の (de jure) 平等を説いたロックが, 事実における (de facto) 人間の分極を認めていたことを示す。」
- 109) Ibid., p.307. 邦訳, 236頁。
- 110) C.B.Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*(Oxford University Press,1964), p.243.『所有的個人主義の政治理論』 (藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳, 合同出版, 1980年), 269頁。
- 111) Ibid., p.227. 邦訳, 254頁。
- 112) Jean-Jacques Rousseau,*Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les homes*(Le Livre De Poche,1996), p.99.『人間不平等起源論』 (本田喜代治・平岡昇訳, 岩波文庫, 1972年改訳), 74頁。
- 113) Ibid., p.100. 邦訳, 74頁。
- 114) Cf., *ibid.*, p.66-67. 邦訳, 22-23頁参照。ルソーの市民概念がスパルタに範を求める兵士としてのそれであるということについては, 次の文献を参照のこと。Maurice Cranston, *Philosophers and Pamphleters : Political Theorists of the Enlightenment*(Oxford University Press, 1986),p.89, 90-91. モーリス・クラントン『啓蒙の政治哲学者たち』 (富沢克・山本周次訳, 昭和堂, 1989年), 142, 145頁参照。
- 115) セイバイン『民主・自由・平等—政治哲学的考察』 (秋元ひろと訳, 公論社, 1991年), セイバイン, 前掲書, 一四五頁。
- 116) 「人および市民の権利宣言」『人権宣言集』 ((高木八尺・末延三次・宮沢俊義編,

「シティズンシップ」概念の歴史的考察—古代・中世・近代—（的射場）

岩波書店, 1957年), 131頁。

- 117) 岡野八代『シティズンシップの政治学 国民・国家主義批判』（白澤社, 2003年）, 176頁参照。
- 118) 小関隆, 前掲書, 28頁。
- 119) 岡野, 前掲書, 53頁参照。

<付記>

本稿は, 2009年10月11日開催の, 日本政治学会大会(日本大学)における, B5「シティズンシップの歴史とフロンティア」部会に提出されたペーパー, 「シティズンシップの歴史的展開」を改稿したものである。

コーディネイト及び司会の労をとっていただいた関西学院大学の岡本仁宏先生, 厳しいコメントをいただいた関西大学の寺島俊穂先生, 国際基督教大学の木部尚志先生, 報告者の山梨学院大学の丸山正次先生, 日本大学の山田竜作先生, そして, 部会に参加していただいた皆様に感謝したい。